

2011年12月15日発行

第32号

T C フォーラム (納税者権利憲章をつく る会)事務局発行 東京都中野区中野 2-13-26-301 電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章) の頭文字を意味しています。

納税者の権利後退、義務を強化する 最悪の国税通則法「改正」法が成立! 悪法成立を機に真に納税者の権利を 確立するために大運動を展開しよう!



国会内緊急集会で開会の挨拶をするTC フォーラム代表委員の鶴見祐策弁護士

まことに残念ながら、 去る2011年11月30日に 開かれた参議院本会 議において賛成209票、 反対20票で国税通則法 「改正」法案は復興財 源確保法案とともに原 案通り成立した。法案 に反対したのは日本共 産党、みんなの党、社 民党の3党。

周知のように、今回成立した「改正」国税通 則法は2011年1月25日に民主党・政府が提出し た法案を三党合意により先送りし、閉会中に与 野党の実務者協議(密室協議)により、実質的 には野党(自民党)が納得するものにしたうえ 再提出したもの。

当初の政府提出法案の中にも、①税務調査に おいて罰則付きで帳簿や物件の提示・提出を求 めることができること、②提出書類を留置くこ とができること、③修正申告の勧奨をすること ができること、④事前通知をしなくてもよい場 合を幅広く法定化すること、⑤更正の請求を1 年から5年に延ばす代わりに「偽り」による請 求に罰則規定を設けたこと、⑥増額更正処分が できる期間を3年から5年に延ばしたこと、⑦ 零細な白色申告者に記帳義務を課したこと、⑧ 納税者権利憲章に権利だけではなく義務を書く こと、等々看過することのできないものが入っていた。

だが、今次「改正」国税通則法はこれら納税者の義務を強化する部分はすべて残したうえ、①当初提出法案第1条にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を削除し、②納税者権利憲章の策定を見送り、③文書による事前通知をやめ、口頭ですればよいこととし、④修正申告の勧奨にあたっては調査結果を文書で示さず、口頭で説明すればよいこととする等々、より課税庁の効率アップに寄与するものとなっている。要するに面倒なことは一切削除し、納税者の義務だけをより一層強化した内容になっているのである。

本会議における採決を前に、衆参両院の財金 委員会で5人の議員が「改正」国税通則法の問題点を指摘、同法案に反対の意見を表明した(詳細は**面に)。安住財務大臣は抽象的ながら「納税者権利憲章は、政権交代の前から、野党時代から我々としては非常に重要な柱にしていたことは事実ですので、今後も何とか実現するために努力はしたい」(11月29日、水戸将史参議員議員の質問に答えて)と述べている。

我々TCフォーラムは原点に立ち返って、真に納税者の権利を確立するための立法を求め、 さらに義務を盛り込まない「納税者権利憲章」 の策定を目指し志高く運動を再構築していかな ければならない。(文責湖東)

廃案を求め国会内において緊急集会

TCフォーラムは去る11月11日、参議院議員会館において「国税通則法「改正法案」上程反対国会内緊急集会」を開催した。当日は全国から会議室が満員になる130人が参加。はじめにTCフォーラム代表委員の鶴見祐策弁護士が挨拶し「今度の法案はひどすぎる。納税者の権利確立を願って運動してきた我々に泥を塗るようなもの。とても認めることはできず、廃案以外ない」と述べた。

国会議員は本集会室をとっていただいた水戸将史参議員議員、菅川洋衆議院議員、橋本勉衆議院議員(以上民主党)、佐々木憲昭衆議院議員(日本共産党)、以上本人出席。秘書出席は川上義博参議員議員(民主党)、郡和子衆議院議員(民主党)、大門実紀史参議員議員(日本共産党)、玉置公良衆議院議員(民主党)、松本純衆議院議員(自民党)、金子洋一参議員議員(民主党)、笠浩史衆議院議員(民主党)、以上7名。

挨拶に立った水戸将史参議員議員、菅川洋衆 議院議員、橋本勉衆議院議員はいずれも税理士 資格のある議員で、今次「改正」法案が納税者 権利憲章の策定を見送るなど、当初の政府案より大幅に後退しているとして次々に遺憾の意を表明。日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員は「廃案しかない。法案成立阻止に向けてともに頑張りましょう」と挨拶した。

集会は湖東事務局長がこの間の経過報告と今次「改正」国税通則法案の具体的変更事項を紹介し、とりわけ、税務調査の現場における納税者・税理士の負担が大きくなる点を指摘した。続いてTCフォーラム事務局の岡田俊明税理士が補足説明を行い、実務上の問題点を掘り下げた。

このあと集会は、京都から出席した市木雅之 全国青年税理士連盟会長、大阪から出席した清 家裕税経新人会全国協議会会長、香川から出席 した中西孝司全建総連副委員長、全国商工団体 連合会仲山真常任理事らが決意表明を行った。 続いて本集会の名において平石恭子東京税経新 人会会長が別掲した決議文を朗読し全員の拍手 によって採択した。最後に閉会の言葉を全建総 連の小林正和税対部長が述べ散会した。



今回の「改正」国税通則法は1 歩も2歩も10歩も後退した、と挨 拶する水戸将史参議員議員



「納税者の権利が後退し義務だけが強化された」と挨拶する佐々 木憲昭衆議院議員



「納税者権利憲章が外されたのは非常に残念」と述べる菅川洋衆議院議員



熱心に問題点をメモする橋本勉衆議院議員



発言する全国青年税理士連盟会長・市木雅之税理士

「修正」国税通則法案に反対する決議

政府は今次臨時国会に国税通則法「修正」法案を再提出し、法人税減税とともに成立を 図ろうとしている。われわれはこの法案の成立に断固反対するとともに、今次臨時国会で 廃案にすることを求めるものである。

その理由は、税務調査の際、新たに帳簿・書類等の提示・提出を求めていること、しかもこれを拒否した場合、懲役1年以下又は50万円以下の罰則を科すとしていることである。 さらに提出した書類等を税務署に「留置く」ことができるとしていることである。

また、**文書による調査の事前通知**を行わず口頭でよいとしたうえ、事前通知をしなくてもよい場合については法定化しているのである。

政府・民主党のなかには、納税者からの減額請求が1年から5年に延長されることは納税者の権利の前進だという声がある。ところが、請求内容に「偽り」があった場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すとしている。納税者の救済請求に罰則を付けるなど世界に例を見ない行政優位の規定である。

また、政府・民主党のなかには、すべての処分に理由が附記することは納税者の権利の前進だという声がある。だが、今次法案は「修正申告の勧奨」を法定化しており、修正申告をとれば、理由を付記する必要はないのだからこの規定は実際には「絵にかいた餅」になる。一方、理由附記は零細な白色事業者の処分にも必要だとして、零細事業者には記帳義務を課したうえ実施するとしている。帳簿のない相続税であっても理由を付記するのであるから、記帳義務を法定化しなくても処分理由は書けるはずである。記帳義務にこだわるのは消費税の増税が背景にあるとしか考えられない。

さらに国税通則法「修正」法案で許せないのは、納税者権利憲章の策定を見送ったことである。加えて当初の国税通則法「改正」法案第1条(目的)にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を削除している。

以上のように国税通則法「修正」法案は国民・納税者の権利保護に資する条項をすべて削除し、逆に義務を強化する条項だけを残している。国税の基本法をこのように「改悪」することは国民・納税者を信頼せず、課税庁優位の税務行政となり、基本的人権を尊重する国際社会の潮流に逆行するものである。

しかも、ほとんど審議時間がとれない臨時国会で拙速に 成立させることは大きな禍根を残すことになる。したがっ て、本集会の名において同法案を**審議未了廃案**にすること を強く求めるものである。

集会決議文を読み上げる東京税 経新人会会長・平石恭子税理士

右決議する。

2011年11月11日、「修正」国税通則法案反対国会内緊急集会

主催団体・TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)

2011. 11. 18、**衆議院財務金融委員会の質疑から** 佐々木憲昭氏、納税者の権利後退について激しく政府を追及

11月18日に開かれた、衆議院財金委員会において2人の委員から「改正」国税通則法案について質疑が行われた。以下にその要旨を紹介する。(文責湖東)。

菅川洋委員(民主党) 今回の修正の際に、当初 ありました納税者権利憲章が外されたのは非常 に残念に思っておりますが、……そもそも平成 23年度税制改正において法制化する理由は何で すか。五十嵐副大臣にお伺いいたします。

五十嵐副大臣 今回の措置を講じることにより、 税務調査手続の透明性を高める、ひいては税制 に対する国民・納税者の信頼の一層の向上につ ながることを期待して今回法令上明確化するこ とにしたものでございます。

菅川洋委員 OECD加盟国の中で多くの国が 納税者権利憲章を導入しているにもかかわらず、 日本はまだ制定されておりません。……権利憲 章の中身というものは法律にある文章がそのま ま明文化される、わかりやすくするというもの だと思うのですが、副大臣のご見解はいかがで すか。

五十嵐副大臣 納税者権利憲章は多くの国で制定されておりますが、日本においても実は実質的な考え方は前からあったということです。納税者の権利を保護しなければいけないというのは、これはもう当然のことでございまして、……納税者権利憲章を提案させていただいたわけですけれども、与野党の協議の中で、野党の皆さんの感触を踏まえて……今回は見送ることにいたしました。

菅川洋委員 納税者権利憲章をつくることによって税制の先進国の仲間入りをすることになるので、附則にもその旨記載していただきましたので……ぜひとも憲章の成立に向けて今後もお取組をいただきたいと思っています。

න් න්

佐々木憲昭委員(日本共産党) 安住大臣に確認をしたいと思いますが、税務運営方針に「納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように務めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう務めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないよう、細心の注意を払わなければならな

い」とあります。これは税務署の調査に関する 基本姿勢を示したものでありますが、大臣はこ の立場で職員を教育・指導する立場にあります。 その決意をお聞かせください。

安住国務大臣 税務運営方針は昭和51年に国税 庁長官が原則論を職員に対する訓示として示し たものです。……これをしっかり守ってやって いただけるものだと思っています。

佐々木(憲)委員 大臣この文章はどうですか。「これまでの税制は為政者の立場に立ったものであった。それは税務行政にも表れている。 ……税制の中身のみならず、税務行政についても納税者の立場に立ち、根本から改革を進める。 ……納税者の権利を明確にするために納税者権利憲章を制定する」。これはどこに書いてあった文章かわかりますか。

安住国務大臣 もしかしたら、納税者権利憲章 の、我が党がやろうと思っていた法案の中の一 部かなと思っております。

佐々木(憲)委員 民主党税調が2008年12月に出した民主党税制抜本改革アクションプログラムの中にある文章であります。基本的には、前回の総選挙で民主党が掲げた政策集の中にも示されております。納税者権利憲章がなぜ必要かということについては、内閣官房参与の峰崎さんが、『納税者権利憲章で税制が変わる!』、こういう表題の本でありますが、この本の中でこういうふうに言っているんです。「今までの税の徴収の仕方、手続きというのは、徴税の側には非常に有利にできているけれども、納税者の側はあまり考慮されていないという意味で、相当歪んだ仕組みになっている、これは変えていかなければいけない、」と。安住大臣、この問題意識に変わりはありませんか。

安住国務大臣 はい。峰崎先生の教えを守って おります。

佐々木 (憲) 委員 ことし初めに出された法案 では、納税者権利憲章を作成し、公表するとなっ ておりました。今度の政府修正法案で、これは どうなりましたか。そのようになっているかど うか、今回の法案ではどうなってますか。

五十嵐財務大臣 今年1月に国会に提出した23年度税制改正法案には納税者権利憲章の策定は盛り込まれていましたが、その後の与野党協議の中で野党側の感触を踏まえて、見送るよう与党から要請があったため政府案から外したものでございます。

佐々木 (憲) 委員 大臣、峰崎さんの言うとおりになっていないじゃないですか。野党側の感触と言いますけれども、野党というのはどの党ですか。

安住国務大臣 どの党とは申し上げられませんが、成立がなかなか難しいという判断だという ふうに党から連絡をいただいて、残念ですけれ ども、今回そういう形になったということなんです。

佐々木 (憲)委員 私が聞いている限りは、これは自民党だと聞いておりますけれども。要するに自民党の言いなりになったということじゃないんですか。第1条では、「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という法文になっておりましたが、政府修正案はどうなりましたか。

五十嵐副大臣 御指摘のとおり、本年1月の改正案においては、第1条に「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を追加してあったところでございますが、先ほど申しましたように、与党側から、野党との協議の間での感触を踏まえて、見送るように要請があり、政府としてこの要請を受け入れたところでございます。

佐々木(憲)委員 これを見てみますと、納税者の権利保護に資する条項はすべて削除されている。逆に、義務を強化する条項だけ残したということになるんじゃありませんか。納税者の権利を守る、こういう民主党の基本方針は一体どこに行ったのか。これでは、国民の権利保護というのはどうでもよい、こういうことになってしまうんじゃありませんか。大臣、どういう感想をお持ちですか。

安住国務大臣 更正の請求期間の延長とか理由の附記とか、そういう点では権利の具現化をする事項の実現が図られていると思うのですが、 先生がおっしゃったように、原案どおりではない、骨のところがだめじゃないかという御指摘だと思いますが、半年以上粘ってやってきたん ですが、なかなかコンセンサスを得られなかったということです。

ただ、あきらめたわけではなくて、今後とも、納税者の皆さんの側からの視点での考え方というのを法律に入れていけるよう、コンセンサスを得られる努力はしたいと思っております。

佐々木 (憲) 委員 骨が抜かれちゃって骨抜きになってしまったんですね。具体的に聞きますけれども、税務調査の問題なんですが、税務調査というのは任意調査のことであります。これは大口、悪質な脱税などを摘発する査察調査とは本質的に違うわけであります。国税庁にこの違いを説明していただきたい。

岡本政府参考人(国税庁次長) お答えいたします。一般論で申し上げれば、いわゆる査察調査とは、脱税事件として検察官に告発し、刑事訴追を求めることを目的として、国税犯則取締法に規定されている権限に基づいて実施しているものでございます。これに対して、通常の税務調査は、適正・公平な課税を行うことを目的として実施するものでありまして、各税法に規定されている権限、いわゆる質問検査権に基づいて実施しているものであります。

佐々木(憲)委員 任意調査ですから、これは 犯罪調査ではないんです。つまり、適正な課税 を行うに当たって事実関係を確認する、こうい う調査ですから、相手の同意を得て行う、これ が基本なんですね。したがって、税務署は、事 前に納税者に対して調査を行いたい旨を通知し て、日程、場所について相手の都合を聞いて調 整を行う、こういうことになるわけです。事前 通知、これがなぜ必要か、理由を説明していた だきたいと思います。

岡本政府参考人 現在、実地調査に際しましては、調査を適正かつ円滑に進めるために、さらに調査対象者における調査の準備等に資するよう、原則として調査の日時をあらかじめ電話等により通知しておるところでございます。

佐々木(憲)委員 この日でよろしいかと事前 に相手の都合を聞いて、日程上、例えば、その 日は困るということで、都合が悪ければ断るこ ともできる、こういうことでよろしいですね。 岡本政府参考人 お答えを申し上げます。事前

岡本政府参考人 お答えを申し上げます。事制 通知の際には、納税者等の都合を伺って、必要 に応じて調査の日時の調整を行っているところ でございます。 佐々木(憲)委員 事前にこの日は都合が悪い と言えば、断ることもできるということですね。 本来なら、文書によって事前通知をするという のが当たり前だと思いますが、なぜ文書にしな かったのか、この理由は何でしょうか。

五十嵐副大臣 1月の法案においては、これを 文書で行うとしてきたところでございますけれ ども、各党間で協議を続けた中から、新たな税務 調査手続の追加については見送るよう要請がご ざいました。この要請を踏まえて、文書で行う ことについては外したということでございます。 佐々木(憲)委員 相手の都合を聞くわけです から、いついつこの時間にお願いをしたいと税 務署の側が納税者に対して事前に文書で通知する、もともとの法案がそうなっていたんです。 ところが、今度はこれを削除して口頭でよいということなれば、納税者の店の前まで来て、今 から調査に行きますよと携帯で通知してぱっと からでしまう。これも事前通知と言えるんです か。

岡本政府参考人 お答え申し上げます。事前通知は、法令上、あらかじめ行うこととされますので、何日前までに行うという規定はございませんが、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるという制度の仕組みをかんがみれば、調査開始日までの相当の時間の余裕を置いて行うことになると考えております。したがいまして、事前通知の実施に当たりまして、委員御指摘のような、納税者の家の前で事前通知の電話をしてすぐに調査に入るというような運用は考えておらないところでございます。

佐々木(憲)委員 ところが福岡で実際にあった例ですよ。税務署の担当職員が、朝、電話をしてきて、これから調査をしたいのでよろしくと。納税者は明日にしてくれと頼んだんです。そして翌日の三時に税務調査を実施することで約束したんです。ところが、この職員は、その約束をほごにして、もう一人の税務職員と二人でその日の午後三時半ごろにAさんの自宅を訪問して、Aさんが承諾していないにもかかわらず自宅に上がり込んだ。小学生の三女が風邪を引いて寝ているという状況だったそうですれども、この子供部屋をのぞき見る、寝室をのぞき見る、こういうことをやった上に、無断で台所の引き出しをあける。とんでもない話でありますが。承諾もなく家に入り込んだ上、プライ

バシーの侵害行為が行われたということなんです。こんなやり方は任意調査と言えないんじゃないかと思うんですが、これが実態なんです。 大臣、どう思いますか。

安住国務大臣 今聞かせていただきましたけれども、どこの税務署かもわかりませんので、申し上げられませんけれども、適切な対応をそれぞれやっていただければとは思っていますけれども、個別のことはぜひまた個別に、それぞれの税務署で話し合っていただければと思っております。それが事実であれば、適正な執行をするよう私の方からも指導してまいりたいと思います。

佐々木(憲)委員 次に、任意調査に行って、相手の同意を得ながら調査を進める。そのとき、帳簿書類をちょっと貸してくださいと言って税務署が持ち帰る場合があるわけです。これは当然、同意がなきゃ持って帰れないと思うんですが、そのとおりでよろしいですね。

五十嵐副大臣 御指摘のとおりでございます。 佐々木(憲)委員 そのとき、その帳簿を今 持っていかれたら商売ができないからちょっと 待ってくれと断ることはできますか。

五十嵐副大臣 強制的にもって行くことはできません。あくまでも納税者の承諾のもとで行われるということになります。

佐々木(憲)委員 ところが、同意を前提とす る任意調査にもかかわらず改正法には罰則があ るんですね。何のために罰則をつけたんですか。 岡本政府参考人 お答え申し上げます。現行の 運用上、帳簿の書類その他の物件の提示、提出 については、調査の過程で多くの納税者の協力 を得て実施してきているところでございますけ れども、条文上不明確だとして一部の納税者の 方々から協力が得られないケースもあり、課税 の公平上の問題もあったところであります。今 般、調査の事前通知が法律上明確化されること とあわせて、税務当局が物件の提示、提出を求 めることができることについても法律上明確化 したものと承知しております。今回の見直しに よりまして、正当な理由がなく提示、提出に応 じない場合には罰則の適用があり得ることとさ れておりますけれども、この罰則をもって強権 的に提示、提出要求をすることは考えておりま せん。あくまでも納税者の方々の御理解、御協 力が得られるように努めまして、その承諾のも

とに行うという従来の運用を変更することは考 えておりません。

佐々木(憲)委員 だったら、罰則は要らない じゃないですか。罰則規定はどういうときに発 動されるんですか。

古谷政府参考人 新しく設けました条文では、 正当な理由がなくこれに応じない場合に罰則が 発動されることがあり得るということでござい ます。

佐々木(憲)委員 正当な理由がなくというのは、例えばどんな場合ですか。税務署員がそれを判断するんですか。税務署員が正当な理由がないと思ったら持って帰ることができるんですか。それを拒否したら罰則だと、こういう話になるんですか。そんな勝手な税務署の判断で、帳簿も持っていくというようなことはおかしいんじゃないですか。

大臣、こんな罰則は外しなさいよ。先ほどの答弁にあったように、任意調査は納税者の同意を得て初めて成り立つんです。都合が悪ければ拒否もできるんですよね。だったら罰則なんて要らないんです。この規定は外してください。安住国務大臣 これを外すのはなかなか難しいとは思うんですね。ただ、正当な理由がなく提示、提出に応じない場合の、正当な理由がもう少しわかりやすければいいんだとは思いますけれど。しかし、先ほども国税庁の次長が答弁していましたけれども、この罰則を強権的に行使することは考えていませんということなんですね。正当な理由については、比較的わかりやすい説明をきちっとできるようにしたいと思います。

佐々木(憲)委員 それから、提出した帳簿を 税務署に留置くことができることになっている んですね。留置くということはどういうことで すか。納税者が営業上、税務署に置いたままだ と困るんだ、返してもらいたいと言ったら、す ぐ返してくれますか。

岡本政府参考人 物品の預かり、留置きにつきましては、これまでも税務調査におきまして運用上行われてまいりましたけれども、今般、手続の明確化を図る観点から法定化されたものと承知しております。現行の運用におきましても、留置いた物件については、留置く必要がなくなったときには遅滞なくこれを返還しているところでありまして、御指摘のように、納税者か

らの返還の求めがあった場合にも、特段の支障 がない限り返還することとしております。法定 化後においても同様の運用になるものと考えて おります。

佐々木(憲)委員 帳簿を返してくれといった ら、例えばコピーしてすぐ返せば済む話でしょ う。返してくれといったら、返しますというの が当たり前じゃないんですか。

岡本政府参考人 御指摘のように、コピーをとるなどしてできる限り納税者の方に早期に返すよう努めておるところでございます。

佐々木(憲)委員 では、返してくれといった らすぐ返す、こういうことでよろしいですね。 確認をしておきたいと思います。

岡本政府参考人 個別事案に基づいて適切に判断させていただきますけれども、先ほども申し上げましたとおり、納税者の返還の求めがあったときには、できる限り、コピーをとるなどしてお返ししたいと思っております。

佐々木 (憲)委員 我々は民主党が野党のとき、 民主党と共闘していたんだけれども、いつの間 にか、与党になって立場がおかしくなってきた。 納税者の立場に立つというあなた方が掲げた政 策を実行すべきです。一時的に後退しても、さ らに前進するんだ、そういう決意が、そういう 腹づもりが本当にあるのかどうか、その辺を大 臣に確認しておきたいと思います。

安住国務大臣 政権交代の前には、納税者権利 憲章とか通則法の改正とか、そういうことは出 てこなかったわけですから、ようやく納税者の 側からも、納税する側の人たちの立場に立った 考え方というものをこの法律に盛り込んでいけ るようになったのは、やはり政権交代の成果 だったと私は思います。

先生御指摘のような考え方は、我々と近いところもありますが、しかし、目下の国会情勢の中で、すっきりとその法案が通るわけではないので、軍隊用語になりますが、匍匐前進しながら頑張っていきたいと思っております。

佐々木(憲)委員 以上で終わりますけれども、 日本の場合、納税者一人一人の権利というのは、 民主党が指摘していたように、非常におくれて いるわけです。したがって、我々は引き続き財 務大臣とこの問題について徹底的に議論をし続 けていくということを宣言いたしまして、終わ らせていただきます。

2011. 11. 29、参議院財政金融委員会の質疑から 水戸将史氏、「非常に残念! 憤慨をしている」

11月29日に行われた参議院財政金融委員会では国税通則法問題についてみんなの党、日本共産党、民主党の3人の委員から質疑が行われた。以下にその要旨を紹介する。(文責湖東)

中西健治委員(みんなの党) ……そもそも今国会で政府が修正した際に、納税者保護の観点から盛り込まれていた納税者権利憲章の策定にかかわる規定を削除したのは本末転倒なんではないでしょうか。民主党の2009年のインデックスにもうたっているのに、どうしてこの憲章の規定を落とす必要があったんでしょうか。

安住淳国務大臣 与野党交渉を行う与党側の責任者の方から、これを入れると合意が難しいので、最初から落とすようにという指示がありましたので、私の政治判断で落とさせていただきました。

中西健治委員 済みません一言だけ。大臣、それでいいんですか。

安住国務大臣 今後とも、納税者の皆さんと、 それから税を徴収する側とのバランスを考えな がら、必要であれば納税者の権利について法改 正を目指していきたいと思っています。

大門実紀史委員 今も話のあったところですが、 納税者権利憲章の制定は民主党の政策の目玉で ございましたし、野党のときは私たちも一緒に 野党共闘で制定のための取決めもいたしました。 それが削除されたということです。これは、今、 中西さんがお聞きしましたけれども、自民党か ら削除の要求があったということですね。どう いう理由で削除しろという要求があったんです か。その理由はどういうものだったんですか。 安住国務大臣 各党間協議の前段で、正式な通 告が自民党からあったわけではなくて、非公式 な交渉の中で、権利憲章は自民党さんとの合意 に至るのは難しいという感触を得ていたという ことであったので、、我々としては、ほかのも のを生かすために残念ですけれども、今回は落 とさせていただく決断をしたということでござ います。

大門実紀史委員 要するに自民党の言う理由は、 税務調査にいろいろ制約をつけると、実調率が 下がるんじゃないかとか、あるいは憲法には納 税者の義務は書いてあっても権利は書いてない のではないかとか、言ってみればその程度の、 時代遅れの理由なんですよね。外国の例見ても、 納税者の権利を書いているのは当たり前の話で、 これで実調率が下がるなんてことは考えられな い。はっきり言えば当初の法案、あの程度のも ので税務署の調査が足を引っ張られるとか、そ ういうふうなレベルではないわけです。なぜこ んなものを自民党が修正要求したのか。民主党 が急に税務署の味方になったようで理解できな いところがあるわけですけれども……。たかが その程度の修正要求をなぜあれだけ政策の目玉 に掲げた民主党が簡単にのんでしまうのか。今、 諦めたわけではないとおっしゃいましたけれど、 これからどうしていくのか。政治家ですから信 念を持ってほしいんですよね。きちっとお答え いただきたいと思います。

安住国務大臣 私としては過度に納税者の権利 擁護をすると言うようには考えていません。今 回提案をさせていただいたものについては何と か御理解を得て、法制化をできるような環境づ くりと努力というものをやっていきたいと思っ ております。

大門実紀史委員 私たちも納税者権利憲章を法 制化できるように引き続き一緒に努力したいと 思っております。中身の問題で幾つか今回の改 正の心配なところを質問いたしますが、一つは 税務調査の場合の事前通知の問題ですけれども、 税務調査というのは、いうまでもございません が、納税者の理解と協力を得て行う任意調査で ございます。調査するというときはちゃんと調 査いついつ伺いたいという予告をするのは当た り前のことなんですが、今回、口頭での事前通 知を法制化したいうことですけれども、ただ例 外規定というのが書かれておりまして、いろい ろ「おそれがあるとき」は事前通知はしなくて もよいとなっていますね。その「おそれ」の中 身は二つございまして、一つは、納税者の申告 内容、過去の調査結果、事業内容に関する情報 等に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正 確な課税標準等の把握を困難にするおそれがあ

るとき、もう一つは、その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときと、こうなっています。この「おそれ」があるというのを、誰が判断するかというと税務署が判断するわけですね。予告しないで突然調査には入る。営業妨害にもなりかねないようなことをやっている事例がたくさんあるんですよ。この「おそれ」が恣意的にあるいは主観的に判断されて濫用されることは絶対あってはならないと思いますが、この例外規定は厳格の上にも厳格に運用するようにきちっと徹底してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本榮一政府参考人 現在におきましても、実 地調査に際しましては、通達に基づきまして、 原則として調査対象者及び関与税理士に対しま して事前通知を行うこととしております。国税 庁といたしましては、今回の法制化は、調査手 続の透明性と納税者の予見可能性を高めるとい う今般の改正の趣旨を踏まえまして、事前通知 を行うかどうかは、法令に従いまして、個々の 事案に則し、無予告調査の必要性を十分に検討 した上で判断してまいりたい、より適正な執行 に努めてまいりたいと考えております。

大門実紀史委員 白色申告者の記帳義務ですが、今まで所得300万円以下の方には記帳の義務を課していなかったわけですけれども、今回記帳義務を課すということですね。これは何度も国会でも議論になっていますが、要するに、84年改正のときは、300万円以下の零細事業者まで記帳を課す必要はないのではないか、記録の保存があればいいのではないかということしたが、今回わざわざ300万以下にも記帳義務を課すことにした理由は何でしょうか。

藤田幸久副大臣 御承知のとおり、申告納税制度は自分で計算して自分で申告をするということになっています。昭和59年当時は300万円以上の方に記帳義務を課したのですが、当時の状況では負担感もあるのではないかということで300万円以下の方は外したんです。今はパソコンも普及し零細な事業者であってもそんなに負担感がなく記載ができるだろうということで、今回は引き下げることにしたわけです。実際にスタートするのは4年先、平成26年1月でございますから、それまでに十分に周知徹底をして、それから導入をするというふうに準備をしております。

大門実紀史委員 これはパソコンの問題じゃないんですよ。記帳というものはいちいち国から義務化される筋合いのものではなくて、帳面付ける人はもう既に付けておりますし、中にはやっぱり付けられない人もいるんです。建設関係では一人親方で、手間請中心にたまに材料を使うなんという方は、帳面付ける必要もなく、資料をとっておけば申告できるんです。心配なのは、税務署調査があったとき、記帳していないとのとして既にやっているわけですから、そういちにとが横行すると大変困るんです。推計課税を濫用するということは絶対ないようにしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

岡本政府参考人 国税当局といたしましては、 各種の広報や個別の記帳指導の実施等を通じま して、新たに記帳が義務付けられる事業所得者 等の方々が改正内容を十分に理解して適正な記 帳ができるよう努めたいと考えております。ま た、税務調査におきましては、記帳が不十分な 場合でございましても、納税者からの聞き取り や請求書等の原始記録の確認、反面調査などに より実額の把握に努めておるところであります が、納税者や取引先などの協力が得られず実額 の把握が不可能又は著しく困難な場合には、所 得税法第156条の規定に基づき、やむを得ず推 計課税を行っているところであります。この場 合においても、取引先等から得られた資料等を 基礎に、その納税者の所得をできるだけ正確に 計算できる方法を選択して所得金額を推計する こととしております。引き続き、このような方 針に基づきまして、適切に執行してまいりたい と考えております。

水戸将史委員 先ほど大門委員からも御指摘が ございました。私も全く同じ思いを共有してお りまして、非常に残念というか、憤慨をしてい る一人でございます。財務大臣、認識を新たに していただきたいので、この文章を読み上げま すので、このことについての感想をお聞かせく ださい。これは11月9日の東京新聞のコラムな んですが、井形慶子さんという作家の方が書い ておられます。タイトルは「無礼な訪問者」と なっています。「締切りを控えた編集部に突然 現れた二人組の男性。郊外からやってきた税務 調査員で、今すぐ資料の照会に協力してという。 月末で忙しい、郵送にしてと言うと、こっちも 遠くから来ている、手ぶらで帰れないと高圧的。 人の都合も聞かずアポなしでやってきて、大昔 の資料を求める彼らに一旦帰ってもらったが、 今度は下で待っていると、何度も電話がかかる。 戦争中の憲兵を思い、恐ろしくなった」。こう いうコラムの文章なんですね。このコラムにつ いて、財務大臣はどう思われますか。

安住国務大臣 どういうシチュエーションでそういうことになったのか、事実がわからないので……。ただ、多分熱心な調査官だったのかなと思う反面、モラルの面でどうだったのかということですから、あえてコメントは避けさせていただきます。

水戸将史委員 財務大臣は恐らく、税務調査に 立ち会ったこともないし、税務調査を受けたこ ともないということを言わざるを得ないですね。 そもそも、納税者の権利というのは、何か権利 が独り歩きをして、納めるべき税金を納めない というような、そんな理解では困るんですね。 もともと税務職員が、このコラムにあるように、 不適切な調査や度を越えた税務調査があったと き、その納税者がどういう立場に置かれている のか、その立場というものを認めてあげる必要 がある。そして、仮に不当な手続や調査があっ た場合、納税者をまもる必要がある。これが納 税者の権利というものです。先進諸国でもこの 立場で納税者権利憲章なり納税者権利保護法が 制定されているのです。今回提出された法案か らこの部分が取り下げられてしまった。一歩も 二歩も十歩も後退しているんですね。期待をし ていた納税者の皆さんは落胆の色を隠せない。 非常に失望しております。

財務大臣、何か与党が、自民党に反対されたから取り下げたとかなんとかと言っておられますが、納税者権利憲章を制定するということは民主党がいみじくもマニフェストに掲げたものなんですね。それをいとも簡単に取り下げてしまった。多くの方々が失望と落胆の色を隠せないのですが、反省も交えてこれからどうしていくのかということを財務大臣の言葉で聞きたいと思っています。

安住国務大臣 昨年来、熱心に議論をし1月に 提出したわけですからたいへん残念なことでは あります。しかし、現実の政治の判断の中で、

党側から、これがある限りはほかのものを含め て通らないよという御指摘がありましたもので すから、私は取り下げる判断をしました。しか し、納税者権利憲章は、政権交代の前から、野 党時代から我々としては非常に重要な柱にして きたことは事実ですので、今後も何とか実現す るために努力はしたいと思っております。今回 は納税者権利憲章の制定を見送りましたけれど も、税務調査手続の見直しとか更正請求期間の 延長、また処分理由の付記等は納税者の皆さん にとって利益になりますので、これについては 相当な前進はできるんではないかと考えており ます。私は水戸さんのように税理士ではないの で調査の現場のことなど詳細なことまでは分か りませんけれども、しかし、与野党の合意を得 て成立に至るということは決して意味のないこ とではないと考えております。今後とも、与党 と協力しながら、実現のために地道にやってい くということは、必要なことでだと思っており ます。

水戸将史委員 財務大臣、一歩前進二歩後退というんじや困るんですね。今いみじくも、評価できる面があるというような話をされましたけれども、例えば、納税者からの減額請求、確かに1年から5年に延長するということはいいんですけれども、しかし、そのおまけとして、「偽りによる請求」に罰則を付けているんですね。

この「偽り」というのは、納税者が減額請求をするとき、「偽り」かどうか、故意か過失かというのもありますけれども、その判断はあくまでも税務職員がするわけですよ。そうしたら恐ろしくて、納税者は減額請求を出せませんよ。そういうふうになるんです。

なぜこんな罰則規定を今回の法案に載せたんですか。「偽り」が税務職員の恣意的な判断にならないようにどのように歯止めを掛けるのかについてコメントをいただきたい。

安住国務大臣 詳しくは国税庁の次長も来ていますから答弁させますけれども、悪質な虚偽請求を可能な限り抑制するということは私はいいことだと思うんです。円滑な税務行政に資する観点から、故意に虚偽の更正の請求を提出した者を処罰すること、この故意とは何かということですけれども、それは長年税務署がやってきた中で、判例ではありませんけれども、これは税理士の先生方やまたその税務当局側の中で考

えていることにそんなに著しい違いがあると私は思いません。たしかにグレーゾーンがありますから様々な議論はあると思いますけれども、5年に延長した代わりに、悪質なものについては罰則が必要であるという認識を持っているということでございます。

水戸将史委員 過大に税金を納め過ぎた分を返してくれという納税者が、偽善者ぶって、請求の内容をごまかすなどという、そんなことをする人はいませんよ。是非適正な対応をしていただきたいということを私強く要望したいと思います。

次に書類の提出ですが、税務署の職員は納税 者にいろんな書類の提出を求めるわけですね。 そして調査に必要なときは、その書類を税務署 に留置くことができることになっています。留 置きをされた場合、その書類がないと納税者は 営業活動に支障を来すことがあります。改正案 には規定がありませんが、従来から書類等を持 ち帰る場合、これこれこういうものを預かりま したという「預かり証」を書いていきました。 税務職員と納税者は一定の信頼関係でやってき たわけですよ。あえて今回は、この改正法の中 に留置くということを法制化するというのです から、従来の慣習、慣行どおり、ちゃんとした「預 かり証しというものを発行する必要があると思 うのですが。「預かり証」はどうするつもりで すか。

岡本政府参考人 執行の実務面のお話でございますので、私の方から答弁させていただきます。今般の改正におきましては、従来から運用上行われてきました物件の預かり、留置きの手続につきまして、手続の明確化を図る観点から法定化することとしております。現行の実務においては、調査において必要がある場合には、納税る等には、「預かり証」を作成し、納税者等に交付しているところでございます。こうした点を含め、預かり、返還等に関する手続を政令上明らかにすることとされると承知しております。法律施行後におきましても、提出された物件を預かる場合には、従来と同様、「預かり証」を交付することとなります。

水戸将史委員 是非、従来どおりの形で一定の 信頼関係をつくる、そういった手だてをこれか らも継続してやっていただきたいと思っております。 最後の質問でございます。

調査が一段落し、税務職員が間違いを発見したとき、納税者に対しどこどこが間違っていると指摘し、修正申告をしてくださいと勧奨するわけですね。このとき、当初の法案では文書で示すと書いてあったんですが、今回修正されたものでは、調査結果の文書を交付しないというように変わってしまったんですか。従来も修正申告の勧奨をする際にはメモ書き程度を出して、こことことが違っているからもでは、メモ書き程度のものを示して納税者に周知をするという手法を取るのかどうか、この2点についてお答えいただきたい。

安住国務大臣 納税者に対する調査結果の内容 をどう説明するかということでございますが、 現在の実務においても申告に非違事項があると 認められる場合には、納税者に対して非違の内 容及び金額を十分に説明をするということに なっているわけです。ですから、いわゆる口頭 で行った場合に聞き違いが生じないよう法律制 定後もしっかり説明していきたいと考えており ますので、今委員御指摘のように、メモ等が必 要であればその場でメモを示すというこれまで のやり方をやっていくことになると思います。 水戸将史委員 是非従来どおりやっていただき たいと思います。先ほどらい申し上げているよ うに、納税者の権利というものをうたいながら も、円滑な税務行政をやっていくこと、税務職 員と納税者の間に一定の信頼関係を構築しする こと、そういう環境を整えていこうじゃないか というのがそもそも今回の改正の趣旨だったん ですね。民主党もマニフェストで納税者権利憲 章をうたってきました。諸外国もやっているこ とを見習いながら、日本の制度の中に納税者の 権利をとり入れていく。最初の理念は非常にす ばらしかったし正しかったと思うんです。それ が一歩も二歩も後退したのですから、これは税 務行政を取り仕切るトップの立場にある方々に は猛省をしていただかなければならない。そし て次なる第一歩を新たな形で歩んでいただくこ とを強く要請して、私の質問を終わります。

TCフォーラム藤井裕久民主党税調会長、衆参財金委員長に面談申し入れ

TCフォーラムは臨時国会の終盤にさしかかった11月14日、藤井裕久民主党税調会長、海江田万里衆議院財務金融委員会委員長、尾立源幸参議院財政金融委員会委員長の3名に、11月11日の集会決議にもとづき、「改正」国税通則法案の廃案を要求するため文書で面談を申し入れた。藤井裕久党税調会長からは返事がなかったが、尾立源幸氏には、鶴見代表、湖東事務局長、槐島、小俣の両事務局員の4名で面談した。また海江田万里氏とは湖東1人が面談すること

ができた。尾立、海江田両氏とも政府が再提出した同法案について「ここまで来ては粛々と審議するだけ」という立場は崩さないものの、「長年にわたり、TCフォーラムの皆さんと一緒に運動してきたことからすれば満足の行く法案でないことは事実」との認識については一致した。

なお、海江田万里氏は空席になっていた「納税者の権利を確立するための議員連盟」の会長を引き受ける意向を表明してくれた。



尾立源幸参議院財政金融委員会委員長と面談し、集会決議文を渡す 鶴見代表と湖東事務局長(2011年11月17日、尾立議員室にて)

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)事務局の住所、電話番号、FAX番号変更のお知らせ。

2012年1月11日(水曜)から中野合同税理士事務所の移転にともない、下記のとおり住所と電話番号・FAX番号が変わります。

新住所……〒 164 — 0001 東京都中野区中野 4-5-1- KI ビル 501 **2** 03-338⑤ -0124 FAX 03-338⑤ -0125

(従来の電話番号の局番の2が5に変わるだけですが、かえって間違いやすいのでご注意下さい。)